

平成 25 年 10 月 31 日

株式会社山陰合同銀行

生命保険商品の新規取扱開始について

山陰合同銀行（頭取 久保田 一朗）では、平成 25 年 11 月 1 日（金）より、下記のとおり外貨建一時払方式の生命保険商品を新規に取扱開始しますのでお知らせいたします。

当行はこれからも、保険商品のラインナップを充実させ、お客様の幅広いニーズにお応えしてまいります。

記

1. 取扱開始商品（商品の特徴は別紙をご参照ください。）

商品名	引受保険会社
通貨指定型個人年金保険 （米ドル、ユーロ、豪ドル） プレミアカレンシー・プラス	第一フロンティア生命保険株式会社

2. 取扱開始日

平成 25 年 11 月 1 日（金）

以上

## 商品の特徴

## プレミアカレンシー・プラス

- この保険は、通貨および積立利率保証期間ごとに金利情勢に応じて積立利率を定め、その積立利率により増加した積立金額に基づき、年金支払開始日に年金額を定めるしくみの保険料一時払方式の外貨建の年金保険です。
- 通貨の種類は、米ドル、ユーロ、豪ドルで、ご契約のお申込の際に1つ指定いただきます。
- この保険の保険料の払込みや年金のお受取りなど、ご契約にかかわる金銭の授受は指定された通貨で行います（「保険料円貨入金特約」「円貨支払特約」の付加により、円貨による授受が可能です。また、「保険料外貨入金特約」の付加により、指定通貨と異なる外貨による保険料のお払込みが可能です）。
- 「目標値到達時円貨建年金保険移行特約」の付加（デイリーターゲット）により、「契約時の基本保険金額の円換算額」に対する「解約返戻金額の円換算額」の割合が目標値に到達した場合、自動的に円貨で運用成果を確保して円貨建の年金保険に移行します（移行後の積立金額は、所定の利率による利息をつけて年金支払開始日の前日まで積み立てます）。
- 外貨建の年金原資額や死亡給付金額が外貨建の一時払保険料相当額を下回ることはありません。
- 積立利率は、通貨および積立利率保証期間ごとに毎月2回（1日と16日）設定されます。ご契約時に選択いただいた積立利率保証期間については、契約日の積立利率が積立利率保証期間の満了日まで適用されます。
- この保険は、契約時費用をお払い込みいただいた一時払保険料から差し引くしくみであり、ご契約後の一定期間は積立金額が一時払保険料相当額を下回ります。また、解約または減額などの際に、市場金利の変動に応じた運用資産の価値の変動を解約返戻金額に反映させる市場価格調整を行うため、解約返戻金額が一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。
- 為替相場の変動により、お受取時の為替レートで円貨に換算した年金原資額、死亡給付金額が、ご契約時の為替レートで円貨に換算した年金原資額、死亡給付金額を下回る場合や、お受取時の為替レートで円貨に換算した年金原資額、死亡給付金額、解約返戻金額が、ご契約時の為替レートで円貨に換算した一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。
- この保険の年金額は、ご加入時点で定まるものではありません。年金額は、年金原資額（年金支払開始日の前日の積立金額）をもとに、年金受取開始時点の基礎率などに基づいて計算され算出されますので、年金支払開始日まで確定しません。
- 積立利率保証期間の満了日に限り、積立利率保証期間を更新することができます（「デイリーターゲット」で目標値に到達し円貨建の年金保険に移行した場合は、更新の取り扱いはありません）。
- なお、この保険は生命保険であり、預金または投資信託などではありません。

- この保険には費用がかかります。ご契約時は「契約時費用」、積立利率保証期間更新時は「更新時費用」、年金受取期間中は「保険契約関係費（年金管理費）」となります。この他に外貨のお取扱いに必要となる費用を負担していただくことがあります。
- ご契約にあたっては、契約締結前交付書面（契約概要/注意喚起情報）兼 商品パンフレットを十分お読みください。